

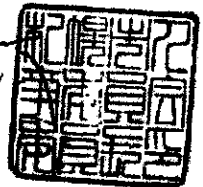
札幌市職員の勤務条件に関する条例施行規則及び札幌市立学校教育職員の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和7年（2025年）3月11日

札幌市人事委員会

委員長

常 任 委 員



札幌市人事委員会規則第2号

札幌市職員の勤務条件に関する条例施行規則及び札幌市立学校教育職員の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則
（札幌市職員の勤務条件に関する条例施行規則の一部改正）

第1条 札幌市職員の勤務条件に関する条例施行規則（平成6年人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

- （1）第5条の2第1項中「いう。以下この条」の次に「及び第14条第1項第2号」を加える。
- （2）第5条の4第1号中「この号」の次に「及び第14条第1項第1号」を加える。
- （3）第14条を第15条とし、第13条の次に、次の1条を加える。

（介護両立支援制度等）

第14条 条例第18条第1項の人事委員会規則で定める制度又は措置は、次に掲げるものとする。

- （1）条例第8条第4項において読み替えて準用する同条第1項の規定による深夜における勤務の制限
- （2）条例第8条第4項において読み替えて準用する同条第2項及び第3項の規定による時間外勤務の制限
- （3）介護時間
- （4）別表3 14の項の事由による特別休暇

2 条例第18条第2項の人事委員会規則で定める期間は、40歳に達する日の属する年度の初日から末日までの期間とする。

(4) 別表3 4の項中「の範囲内において2日」を削り、同表13の項中「中学校就学の始期に達するまでの」を「15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある」に改め、「小学校」の次に「、中学校」を加え、同表備考2中「9の項」を「4の項、9の項」に改め、「、4の項」を削る。

(札幌市立学校教育職員の勤務条件に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 札幌市立学校教育職員の勤務条件に関する条例施行規則（平成28年人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び別表1」を「、第14条及び別表1」に改め、同項の表第13条第1項の項の次に次のように加える。

第14条第1項	条例第18条第1項	教育勤務条件条例第2条第1項において読み替えて準用する条例第18条第1項
第14条第1項第1号	条例第8条第4項において読み替えて準用する同条第1項	教育勤務条件条例第2条第2項において読み替えて準用する条例第8条第1項
第14条第1項第2号	条例第8条第4項において読み替えて準用する同条第2項及び第3項	教育勤務条件条例第2条第2項において読み替えて準用する条例第8条第2項及び第3項
第14条第2項	条例第18条第2項	教育勤務条件条例第2条第1項において読み替えて準用する条例第18条第2項

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。